平成２８年（フ）第２９１４号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番10の１号
債務者　野﨑組こと野崎頼一こと　野﨑　頼一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２９号
大阪府東大阪市足代新町15番５号　グランガーデン　302号
債務者　松浦まき子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６３号
大阪市旭区今市２丁目９番22号　ルベール花の館千林　505号
債務者　石本　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１５号
大阪市旭区今市１丁目２番５―626号
債務者　川筋　　宏
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２３号
大阪市港区築港３丁目５番28号　三喜屋ビル208号
債務者　古賀　雅子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８号
函館市桔梗町406番地15
債務者　吉田　理恵
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３３号
函館市美原２丁目43番５号
債務者　秋本　　優
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１３２号
北海道帯広市西９条南15丁目13番地２　フジハイツ101
債務者　夏井　直江
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
北海道帯広市西23条南４丁目３番地５　シエスタノルテＮ－２号室
債務者　植村　明美
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
北海道帯広市西６条南31丁目３番地　スマイル６・１－Ｄ
債務者　宮下　勝利
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３５９号
名古屋市北区川中町13番４号　メゾン川中104号
債務者　小松　龍男
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２８号
名古屋市中区新栄１丁目17番３号　アレアイーストコート新栄306号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　輿石　祐樹
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０４号
名古屋市守山区大字下志段味字島の口1793番地
債務者　木下亜希子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９号
高知市浦戸542番地６
債務者　山崎　久司
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２０号
高知県南国市幸町２丁目１番23号　オリエント103号山本方、住民票上の住所高知市十津３丁目７番49号
債務者　清岡　龍世
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２２号
高知県南国市篠原1835番地３
債務者　山﨑　　愛
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１４６号
さいたま市中央区上落合２丁目９番11号　有料老人ホームサニーライフ北与野
債務者　清水　士明
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
埼玉県草加市西町562番地３　ベルソーナ203号
債務者　遠藤奈津美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係